

第6章 住宅防火補助事業と申請手続き

1 概要

この事業は、会員の防火・防災施設整備努力並びに会員が行う住宅等の入居者に対する防火の取組みを支援することにより、火災共済事業における火災の損害を軽減させることが目的です（公益社団法人全国公営住宅火災共済機構住宅防火補助事業実施規程（以下「防火補助規程」といいます。）第2条）。

建築物等には、消防法等により「消防用設備等」の設置が義務付けられていますが、法規制は通常最低限の基準を示すもので、より安全を期するためには、法規制以上の消防用設備等を設置することも有効です。

また、設備等ハード面の充実を図る一方で、会員が管理する住宅等に入居する住民一人一人の防火に対する意識を高めるため、防火の知識、知見等に触れる機会を設けると同時に、火災が起こった時、実際に、消火活動等を行えるようになりますが大切です。このため、会員が実施する当機構に共済加入している居住者に対し、防火意識・知識の向上のため行う防火の取組み（以下、「防火活動」といいます。）に対しても、令和3年度より補助を行うこととしました。（以下、「防火活動支援事業」といいます。）

これにより、消防用設備等の設置等のハード面と、公共賃貸住宅等の居住者の防火意識の啓蒙活動等のソフト面の双方の事業に対し補助を行い、会員の財産である住宅の火災による損害をより軽減することが本事業の目的です。消防法関連法令は年々改正されることもあり、法令に基づき設置する消防用設備等や、防火活動支援事業についても、会員の実態やニーズを考慮し補助対象としています。

2 補助要綱（年度要綱）

機構は、毎年度、補助単価等の具体的な運用を定めた住宅防火補助要綱（以下、「年度要綱」といいます。）を策定します（防火補助規程第4条）。

これは、適切な補助単価等の設定をするほか、消防用設備等の機能の向上、会員の設置方針の多様化及び火災共済事業における被害状況の動向に応じて、効率的に事業を実施するためです。

3 補助の考え方

（1）補助対象についての基本的な考え方

補助の対象は、機構が火災共済委託を受けた住宅等（既存住宅に限ります。）に整備、設置又は購入される防火設備等と、会員が行う住宅等の居住者に対する防火の取組みです。

補助対象については、防火補助規程第3条の別表1のとおり、補助対象の品目並びに防火活動支援事業の補助基準を定めています。

設備に対する補助は、新規に設置する場合に補助するほか、既存設備等を撤去又は廃止し、新しいものに交換する場合にも補助を行います。

ただし、消防用設備等の修繕及び点検、あるいは消火器の薬剤詰替え等は補助対象外です。

防火活動支援事業は、会員が行う、当機構に共済加入している公営住宅等(以下「加入住宅」といいます。)の居住者に対し、防火意識・知識の向上のため行う、出火防止対策、早期覚知対策、迅速な通報体制の整備、初期消火・延焼防止対策の促進、また、これら取組みを支えるネットワークづくり等についての取組みに対して補助を行います。

（2）申請時期と事業実施時期

本事業は、年度要綱に定める日までに補助対象設備等の工事又は設置及びに防火活動が完了し、補助金交付申請手続きが可能なものに対して補助することとしています。

なお、該当年度において実施されたものであれば事業承認額が決定する前に行つた事業でも補助申請することができますが、実際に交付する補助金額は、後述の交付申請時の審査を経て決定します。

（3）一会員年間限度額（補助対象ごとに設定）

補助対象ごとに一会員が受けることができる年間限度額を定めています。1地方公共団体について一会員として取り扱いますので、同一団体が複数の担当部署ごとに申請を行つた場合でも、まとめて一会員の年間限度額が適用されます。

したがって、一會員年間限度額の範囲内で、補助数量基準、補助単価及び補助率(以下「補助基準」といいます。)に沿つて、補助の対象となる数量を申請書に記入してください。補助基準以上の数量を記入しても補助基準を超えた部分は無効となります。

なお、補助単価は、1対象物に対する補助額を定めたものです。補助単価が設定されている補助対象は、対象機器本体の金額(消費税込み)に対して補助を行います。

事業承認時の補助単価に比べて、事業実施時の事業費(購入等)から算定した単価が補助単価より低額となった場合は、事業実施時の事業費の(購入等)単価に基づき補助金を交付します。

(4) 補助申請限度額（会員ごとに設定）

一会员が当該年度に申請できる補助申請金額に限度額を定めています。この補助申請限度額は、前年度の掛金総額とその平均付保率（会員の共済委託契約額の総額を再調達価額の総額で除した額）により決定されます。

具体的には、一会员の補助申請限度額は、原則として前年度の掛金総額の2分の1に相当する額です。

会員の平均付保率が65%未満の会員については、前年度の掛金総額の2分の1に相当する額に当該平均付保率を乗じた額を補助申請限度額とします。

この補助申請限度額は、毎年、年度要綱送付時に各会員宛にお知らせしますので、その補助申請限度額以内で申請していただくようお願いします。

* 掛金総額の2分の1に相当する額が30万円未満の場合には30万円とする特例措置は、令和3年度に廃止になりました。

4 補助事業

(1) 補助対象の品目と補助基準

補助対象、補助単価、補助率、及び一会员年間限度額は毎年策定される年度要綱の別表1で定めています。

補助基準は、設置を予定する住戸数に応じて補助する数量を定めた補助数量基準と、その補助数量基準から、いくら補助金額を決定するかの基準を定めた補助単価、補助率等から構成されます。

補助単価とは、一補助対象に対する補助額です。消火器等が該当し、原則として、対象機器そのものの本体価格(消費税込み)を基準に算定します。

補助率とは、事業に係る経費に対して補助する率です。消火栓等が該当し、対象となる事業経費には、物品の購入費、設置工事費等の所要経費及び消費税相当額が含まれます。

なお、補助数量基準による申請対象数量の端数は切捨てになります。

また、一会员の補助申請額の総額は、この補助基準に基づき、各補助対象の補助申請額を算定したのちに、

- ①補助対象ごとの「一会员年間限度額（補助対象ごと）」
 - ②会員の前年度掛金額を基準にする「補助申請限度額」
- の上限の範囲内で、会員ごとの補助申請額の総額が決定されます。

以下、令和4年度の年度要綱に基づき、各補助対象の設置住戸等に対する補助基準に沿った算定例を紹介します。なお、補助対象の設置等は、既

存住宅に行われるもののみを対象にします。新築の団地の建設費に補助は行いません。

補助対象		補助基準		一会員 年間限度額 (単位：円)	対象となる費用		申請時の留意事項		
		補助数量 基準	補助単価 補助率		本体 (税込)	設置費 等			
消火器等	消火器	住戸は2戸 に1本又は 1箱。 共同施設は 1棟に1本 又は1箱。	【補助単価】 1本又は1箱 5,000円	1,000,000	○	×	【補助対象とするもの】 新規購入の消火器に係る リサイクルシール代 ※非課税につき単価算出に、注 意してください。 【補助対象外になるもの】 ・設置費 ・運搬費 ・既設の消火器の廃棄処分費 ・廃棄する消火器に係るリサイク ルシール代		
	消火器 格納箱				○	×	【補助対象外になるもの】 簡易な取付け金具のみのもの		
消火栓等	消火栓	消火栓は 概ね20戸 に1基	【補助率】 事業費の5割	500,000	○	○	【補助対象外になるもの】 パッケージ型消火設備は補助対象 外です。		
	消火栓 ホース								
構内照明灯		1戸につき 3基まで	【補助単価】 1基 25,000円	500,000	○	○	【補助対象とする形状】 外灯が壁やポール等で自立してい ること※LED交換のためのポール 本体の敷設工事は対象です。 【補助対象外になるもの】 ・電球交換のみの場合 ・電力会社等への申請費用		
住宅用火災警報器									
ガス警報器		1戸につき 1基まで	【補助単価】 1基 2,000円	500,000	○	×			
避難はしご、 避難ハッチ		1戸につき 3基まで	【補助率】 事業費の3割	500,000	○	○			
防火活動支援事業					500,000	1事業ごとの 実費の合計額	※1会員で複数の事業申請がある 場合は1事業ごとに審査し承認額 が決定されます。一会員年間限度 額は、各承認額の合計額が限度で す。		
合計				4,500,000					

【消火器等】

既存の住宅に新規に設置又は交換を行うものを対象とします。この補助対象は、補助単価で算出しますが、補助単価の算定の対象になる経費の範囲は、それぞれ次のとおりです。

① 消火器

共済委託契約物件のうち住宅については、2戸につき1本、集会所等の共同施設には1棟につき1本の割合で補助します。消火器本体を交換せず、薬剤のみ詰替えする場合は対象外です。

消火器の対象となる所要経費は、消火器本体価格及びそれに係る消費税相当額並びにリサイクルシール代（非課税*）が補助対象金額となります。

リサイクルシール代は、新たに購入する消火器に係るリサイクルシール代のみが対象となります。(廃棄する消火器に係るリサイクルシール代は対象外です。)運搬費、設置工事費、処分費等の諸経費は対象となりません。

消火器本体の単価及びリサイクルシールの単価明細が確認できる見積書等の添付をお願いします。

(例)虎ノ門団地C棟 400戸に消火器を200本設置する場合

対象数量：200本

購入単価：8,300円

内訳：本体：7,000円+税=7,700円

リサイクルシール：600円(非課税)



補助単価：5,000円

補助額：5,000円×200基=1,000,000円

* リサイクルシールは、消費税法別表第一（第6条関係）による物品切手等に該当するため、消費税がかかりません。機構では非課税で取り扱います。見積書、請求書では、消火器の本体価格、リサイクルシール代の課税の有無をご確認の上、課税されている場合は、対象となる単価を算定して、補助申請してください。

② 消火器格納箱

消火器の格納箱のほか、置台、スタンド等も対象です。簡易な固定金具等少額なものは対象としません。

機器そのものの単価に対して補助を行うため、設置費用は対象外です。

(例)虎ノ門団地C棟 400戸に消火器格納箱を200基設置する場合

対象数量：200基

購入単価：10,000 円 + 税 = 11,000 円
↓
補助単価：5,000 円
補助額：5,000 円 × 200 基 = 1,000,000 円

【消火栓等】

既存の住宅に新規設置又は交換を行う消火栓及び消火栓ホース等を対象とします。この補助対象は、消火栓等の工事費用等の事業費に対する補助率で補助するため、設置費用を含みます。

① 消火栓

屋内・屋外ともに対象です。

消火栓は、消火栓設備の一部として、消火栓開閉弁、ホース、ノズルのほか、これらの格納箱等により構成されます。

消火栓設備設置については、消火栓開閉弁 1 箇所を消火栓「1 基」として、おおむね住宅の戸数 20 戸に 1 基の割合で補助します。

(例)二丁目団地 1 号棟 60 戸に消火栓を 3 基設置する場合

対象数量：3 基
事業費：660,000 円
↓
補助額：660,000 円 × 補助率 5/10 = 330,000 円

② 消火栓ホース

消火栓用ホース、ノズル、ホース格納箱等を対象とします。

(例)二丁目団地 1 号棟 60 戸に消火栓ホースを 3 本設置する場合

対象数量：3 本
事業費：99,000 円
↓
補助額：99,000 円 × 補助率 5/10 = 49,500 円

【構内照明灯】

夜間における消火活動や放火防止のための照明灯に対し補助します。照明設備は、壁やポール等で自立している形状であることが必要です。

なお、新規に設置するもの、既存の柱等に設置するもの、いずれも対象となります。次のものは対象としません。

- ・住宅の廊下や階段に設置するもの
- ・電球のみの交換

この補助対象は、補助単価で算出しますが、単価の算定の対象になる経費は、設置費用等を含みます。ただし、電力会社への申請費用は対象になりません。

(例)虎ノ門団地C棟に構内照明灯を3基設置する場合

対象数量：3基

事業費(照明灯本体+設置工事費) 180,000円

購入単価：30,000円+税=33,000円



補助単価：25,000円

補助額：25,000円×3基=75,000円

【住宅用火災警報器】

煙感知式及び熱感知式のいずれも対象とし、既存の住宅に新規に設置するもの又は交換するものを対象とします。

この補助対象は、補助単価で算出します。そのため、補助単価の算定対象となる経費は、住宅用火災警報器の本体価格（消費税を含む。）です。設置工事費等及び諸経費等の関連経費は含みません。1戸当たり3基を限度に補助します。ただし、消防署への申請費用は対象なりません。

(例)二丁目団地1号棟60戸に住宅用火災警報器を180基設置する場合

対象数量：180基

購入単価：3,000円+税=3,300円



補助単価：2,000円

補助額：2,000円×180基=360,000

【ガス警報器】

既存の住宅に新規に設置するもの又は交換するものを対象とします。

この補助対象は、補助単価で算出します。補助単価の算定対象となる経費は、ガス警報器の本体価格（消費税を含みます。）のみで、設置工事費及び諸経費等の関連経費は含みません。1戸当たり1基を限度に補助します。

(例)二丁目団地1号棟60戸にガス警報器を60基設置する場合

対象数量：60基

購入単価：2,500円+税=2,750円

↓
補助単価：2,000 円
補助額　：2,000 円×60 基=120,000 円

【避難はしご、避難ハッチ】

既存の住宅に新規に設置するもの又は交換するものを対象とします。この補助対象の補助額は、設置費用を含んだ事業費に対し、補助率を乗じて算出します。ただし、消防署等への申請費用は補助の対象外です。

(例)虎ノ門団地C棟に避難はしごを設置する場合

事業費：1,100,000 円
↓
補助額：1,100,000 円×補助率 3/10=330,000 円

【防火活動支援事業】

会員が行う機構への加入住宅の居住者に対する防火意識・知識等の向上のための取組み（以下※₁「防火活動」とする。）にかかる所要経費に対して補助します。

<補助対象要件>

- ① 会員が当機構に共済加入している公営住宅等（以下、「加入住宅」とする。）に居住する者に対し行う取組みで、防火意識・知識等の向上のための効果が期待できるものであること。
- ② 会員が実施する取組みであること。ただし、その実施にあたって※₂必要な関係する者または団体等に委託することができるものとする。

本事業は、対象となる防火活動に加え、その防火活動を支えるネットワークづくり等の取組みなど、効果を増進する関連事業についても対象とします。

会員が実施する防火活動の対象者は、主たる対象者が加入住宅の居住者であればよく、そのほかに会員の行う事業趣旨にかなう者が含まれていても対象とします。高齢者等に限るものではありません。

ただし、防火活動を実施する対象団地は、機構への加入住宅等に限ります。

補助対象になる、会員が行う※₁「防火活動」とは次のとおりです。

※1 会員が行う取組みは、加入住宅の居住者等の防火の意識の向上等のため行う取組み（以下「防火活動」とする。）であれば、加入住宅の管理を行う主管課が、

- ①直接実施するもの
- ②住宅供給公社や指定管理者等に委託して実施するもの
- ③消防署等、外部の関係者等と共同して実施するもの
- ④外部の関係者等と基盤になるネットワークを立上げ、そのネットワークと共同して実施するもの

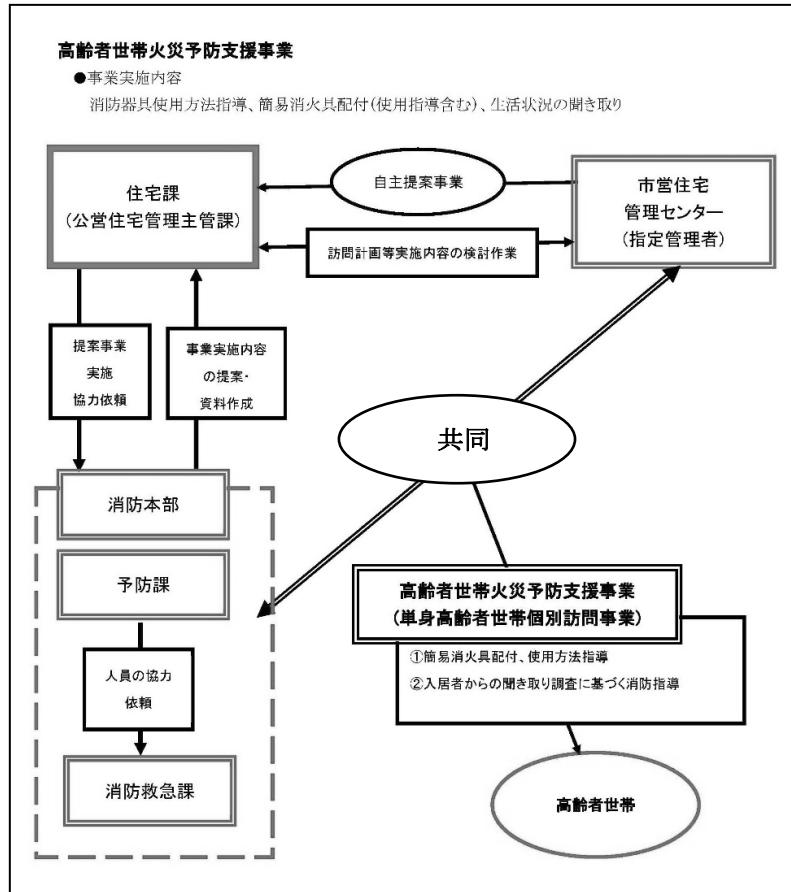
(例) 防火的配慮者(高齢者世帯等)に対する見守りネットワークによる防火対策事業など

- ⑤居住者が加入する公営住宅等団地の自治会やN P O法人または自主防災組織など、既存の地域コミュニティ組織(新規に立ち上げた組織でも可)と共同して行う居住者向けの防火活動など、地域のコミュニティ組織と共同して実施するもの

等、実情に応じて様々な態様による事業を対象にします。

※2 補助事業の実際の活動は、本事業を実施する会員の主管部局以外に、会員の加入住宅の管理責任上関係の深い指定管理者など民間企業や、民間サービスの関係者等によるものまで含めます。

関連部署等との共同形態は様々なため、ご不明な点があれば、機構までお問合せ下さい（企画調査部 TEL：03-3501-9498）。



なお、定期的に行う防火訓練、消防訓練は、対象外です。
ただし、その訓練の機会に併せて別途行う参加者に対する防火対策の講習や
簡易消火具の体験講習等は対象とします。

<補助対象となる防火活動の事業経費の範囲>

1会員年間限度額は、50万円です。

対象事業の実施に必要な所要経費として、その活動経費のほか、計画策定費も対象となります。補助対象になる所要経費は、原則、機構共済加入住宅に係る分となります。

①活動経費

例) パンフレット等印刷経費、通信運搬費、入居者等説明会開催経費（説明会場使用料・設営費、必要物品購入費、人件費等）、入居者等訪問経費、入居者に支給する消火具（エアゾール式簡易消火具）等の購入費など

②実施計画（要領）策定経費

活動のための実施計画・要領の作成や、準備段階に係る必要経費

a)会議開催経費

（会場使用料、資料作成費、参加者配布飲料（ペットボトルのお茶）等）

b)専門家の招聘費

会員が実施する事業に必要な第三者の協力を得る費用(講師代・謝金等)。
(例、災害コーディネーターなど)

c)計画策定の際の事前調査費

d) 防火管理者資格取得講習会受講料 (実施事業のための新規取得のみ対象)

防火活動支援事業の対象事業を実施する関係者が、その予定事業のために、必要な防火管理者の資格を新規取得する場合のみ対象とし、更新のための受講料は対象外とします。

e) 防火活動支援事業の対象事業を実施するにあたり、加入住宅の居住者を支援するコミュニティの立上げが必要な場合、その費用(会議費用等)

<補助対象経費の対象外になるもの>

加入住宅の居住者に対する防火活動の実施が伴わない、物品の購入、防火管理者資格取得等講習会等の更新料等は補助対象外です。

なお、住宅防火補助事業の設備に対する補助で取り扱っている補助対象は、防火活動支援事業の対象外となります。

<補助対象となる防火活動の補助決定について>

補助金の交付決定額は、事業承認額を限度とし、所要経費の実費（確定所要経費）までとします。また、1会員において複数事業が承認された場合の補助決定は、一事業ごとに行い、各事業の事業承認額を限度とし、所要経費の実費（確定所要経費）までとします。

なお、事業承認済みの事業でも、補助該当年度内に防火活動の実施が完了しない場合、原則、実施計画(要領)策定経費のみに対する補助は行いません。

<補助申請必要書類>

防火活動支援事業の補助申請は、他の防火設備に対する補助対象とともに住宅防火補助申請書(住宅火災共済事業実施規程等施行細則別記様式12)に記載し、年度要綱別記様式第1号「防火活動見積明細書」を提出することが必要です。

オンライン申請システムによる入力時は、数量は1事業を「1」とカウントし、代表団地とする団地の符号に見積額全額を入力してください。

【その他第2条の目的達成のために必要な範囲で理事長が定める品目】

法令の改正等により火災共済事業における損害の軽減のために必要となる品目を、理事長が個別に定めることができます。

(2) 補助申請に際しての留意事項

補助対象別一会員の年間限度額は年度要綱で定められますが、各補助

対象について申請する場合、それぞれの補助基準に従い、一会员年間限度額の範囲内に収まるよう補助申請数量を計算した上で、申請書に記入してください。限度額を超えた数量を記入しても無効となります。ご注意ください。

(3) 所要経費の算定

補助申請金額を算定する際、同一の団地に設置する1つの品目等で、金額が異なる単価のものが含まれる場合は、原則として、それらの単価を平均した平均単価により所要経費を算定します。

複数の業者から異なる金額で納品される場合等も含みます。

(例)	消火器 4型	4,500 円]	$(4,500 + 7,000) \times 1/2$
	消火器 10型	7,000 円		
	平均単価	5,750 円		

5 交付申請

(1) 補助の申請と承認

毎年度、年度要綱を策定し会員宛に通知しています。補助を希望する会員は、「住宅防火補助申請書」*1に必要書類を添付し提出します（防火補助規程第5条）*2。

機構は、会員からの申請に基づき、予算内で事業承認額を調整し、当該会員へ通知します。補助申請手続き段階では事業費が確定しないため、事業の見積額により補助見込額を算出し、この補助見込額を補助事業の承認額とします。

*1 「住宅防火補助申請書」（別記様式12）記入例：139ページ

*2 住宅防火補助事業申請関係書類作成要領：95ページ

(2) 調整

補助申請が多数の場合には、会員相互の衡平性に配慮し、予算内で事業承認額を調整します（業務方法基本規程第30条、防火補助規程第6条）。調整方法については、防火補助規程第6条で具体的に方法を定めています。

〈防火補助規程第6条に定める調整方法〉

機構は、補助申請に対して承認を行うに際しては、次の各号に定めるところにより衡平に調整を行わなければならない。

一 前条の補助申請の額の総計（以下「申請総額」という。）が、補助事業の予算額（年度要綱に基づき理事長が執行予定額を定めた場合は当

該執行予定額。以下同じ。) 以下の場合は、個々の申請額を個々の承認額とする。

二 申請総額が、補助事業の予算額を超える場合は、当該予算額を申請総額で除して得た率を、個々の申請額に乘じたものを個々の承認額とする。

(3) 事業承認後の計画変更

事業承認後は、※設備に対する補助対象(品目)は、承認を受けた補助対象(品目)から他の補助対象(品目)への変更や、設置団地ならびに設置数量等は、変更することはできません。

※設備に対する補助対象(品目)

別表1 に掲げる「消火器等、消火栓等、構内照明灯、住宅用火災警報器、ガス警報器、避難はしご・避難ハッチ」以上、6 補助対象を指します。

防火活動支援事業は、実施にあたり、補助申請時の内容に変更が生じた場合は、速やかに機構へご連絡ください。なお、計画策定に係る経費(以下「計画策定費」といいます。)は補助の対象となりますが、事業活動の実施を前提としているため、計画策定費のみでの補助金交付申請はできません。

基本的な考え方は前述のようになりますが、それでもなお、計画を変更する検討をしなければならないやむを得ない事情が発生した場合には、会員は、速やかに、機構にご相談ください。

(4) 事業の中止

事業承認後、会員の都合により事業を中止するなど、補助金の交付申請を行わない場合は、書面にその理由を記して、機構に直ちに届け出ることが必要です。(防火補助規程第8条)。

(5) 補助金額の決定

補助対象事業が完了した会員は、「住宅防火補助金交付申請書」^{*1}に必要書類を添付し提出します(防火補助規程第9条)^{*2}。また、防火活動支援事業については、「防火活動確定所要経費明細書」(年度要綱別記様式第2号)も添付します。

機構は、これら補助金交付申請書類を審査し、確定所要経費(事業の実施にかかった経費)を基に、補助金額を決定します(防火補助規程第10条)。

交付決定される補助金額は、補助基準に基づき実際にかかった確定所要

経費から算定します。補助金額は事業承認額が限度となります。事業承認時の補助単価や事業費(以下「補助単価等」といいます。)に比べて、事業実施時の事業費(購入等)から算定した単価等が事業承認時より低額となった場合は、事業実施時の事業費の単価等に基づき補助金を交付します。

なお、消火器、消火器格納箱、住宅用火災警報器、ガス警報器の交付申請をする場合において、補助金の決定に必要な購入単価の金額等が、請求書等で把握できない場合は、補助対象単価票(住宅防火補助要綱第規定様式)の提出が必要です。